

令和 7 年 6 月定例県議会付議案

議案第 1 号 令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 3 号）

※米国関税・物価高対策、令和 7 年 5 月急潮被害対策

議案第 2 号 同 鳥取県一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 3 号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和 10 年 3 月 31 日（現行 令和 7 年 3 月 31 日）までに対象施設を設置した者とする。

[公布施行]

議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課等）

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずるものである。

（概 要）

①職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、一部の例外の場合を除き、1 時間を単位として行うものとする。

イ 第 2 号部分休業を請求することができる時間の範囲を、非常勤職員以外の職員にあっては 77 時間 30 分とし、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間とする。

ウ その他条例で定めることとされた事項を定める。

②現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、給与の減額等について定めた規定中部分休業について定めた部分等について、所要の規定の整備を行う。

③職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 子育て部分休暇を取得することができる期間として、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において、77 時間 30 分の範囲内で 1 時間を単位として必要と認められる期間を選択できることとする。

イ 子育て部分休暇を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において取得することを要しないものとする。

ウ 任命権者は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置を講ずる場合には、当該職員に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（ア） 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

（イ） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

（ウ） 子の心身の状況等に起因して当該子の出生の日以後に発生等することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

④県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

③に準じた改正を行う。

[令和 7 年 10 月 1 日施行]

議案第 5号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

出産育児をしやすい環境を整備し、子育て世帯等の居住の安定及び経済的負担の軽減を図るため、県営住宅の優先入居の対象となる子育て世帯の対象を拡大する等所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①優先入居の対象となる者に、その者又は同居する配偶者のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないものを追加し、入居に係る収入の基準額を21万4千円とする。
- ②優先入居の対象となる者の条件を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（現行 中学校を卒業等する前の児童等）と同居する者とし、そのうち該当する子が3人以上の世帯の入居に係る収入の基準額を25万9千円（現行 15万8千円）とする。

[令和8年4月1日施行]

議案第 6号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

- （1）県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（地域医療に貢献する者を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内の医療機関等において医師の業務に従事しようとするものに対し、新たに地域医療強化医師確保奨学金を貸し付けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定めるものである。
- （2）医師及び看護師の多様な働き方を支援するため、看護職員奨学金、医師養成確保奨学金等に係る債務の免除の要件となる常勤看護職員、常勤医師等としての業務の従事期間について、非常勤看護職員、非常勤医師等として業務に従事した期間を考慮できることとするものである。
- （3）県内に居住し、又は県内企業に就業するグローバル人材を育成するため、国外の大学に進学する者に対する鳥取県育英奨学資金の制度を設けたことに伴い、当該奨学資金の返還に係る債務の免除条件を追加するものである。

（概 要）

- ①地域医療強化医師確保奨学金の返還に係る債務の免除の条件を、鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した後、直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修を受ける等し、その研修を受ける等した期間が4年間となったとき等とする。
- ②看護職員奨学金、医師養成確保奨学金等の免除の条件となる常勤看護職員、常勤医師等としての業務の期間について、常勤看護職員、常勤医師等として勤務することができなかった場合において、非常勤看護職員、非常勤医師等として勤務した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。
- ③国外の大学を卒業した者（貸与を受けた奨学資金の額に国外加算額が含まれる者に限る。）が、当該大学を卒業した日から起算して1年（国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、3年以内で知事がその都度定める期間）以内に県内居住又は県内就業を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったときは、国外加算額に相当する額を限度として、その債務の一部を免除することができるものとする。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高等学校課）

高等学校等就学支援金の支給の対象外とされる者に対する就学費用の支援制度が設けられることを踏まえ、県立高等学校に在学する生徒の学びの機会を保障するため、県立高等学校における授業料等の減免対象を拡充するものである。

（概 要）

授業料等の減免の対象を、非常災害その他特別の事由があると認められる生徒（現行 非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒）に改める。

[公布施行]

議案第 8 号 工事請負契約（鳥取県漁業調査船建造工事）の締結について（漁業調整課）

工 事 名：鳥取県漁業調査船建造工事
契約の相手方：株式会社みらい造船
契 約 金 額：2,123,000,000 円
工事完成期限：令和 10 年 1 月 31 日

議案第 9 号 工事請負契約（国道 313 号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事（本線橋（仮称））（補助改良）の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）

工事による町道の通行止め期間を最小限とするため、後続工事と工程や作業範囲等を調整した結果、合成床版の追加製作に要する経費が必要となったことに伴い、契約金額の増額を行うものである。
(変更内容)

契 約 金 額：変更前 919,380,000 円 → 変更後 1,005,943,400 円 (86,563,400 円の増)

議案第 10 号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県学校給食総合センター敷地）について（体育保健課）

相 手 方：公益財団法人 鳥取県学校給食会
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市安長字前内 387 番 1 ほか 1 筆	土 地	3,978.98 m ²

貸 付 期 間：令和 7 年 8 月 31 日から令和 12 年 8 月 30 日まで

貸 付 金 額：普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地の貸付料年額の 3 分の 2 の額

減額貸付理由：市町村等に安全、良質及び低廉な学校給食用物資を供給し、学校給食の円滑な実施を図るため、鳥取県学校給食総合センターの用に供する土地について、引き続き減額して貸し付けるものである。

議案第 11 号 財産を無償で譲渡すること（米子西高等学校敷地）について（教育環境課）

相 手 方：米子市
譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
米子市陰田町 105 番 ほか 1 筆	土 地	392 m ²

無償譲渡理由：学校進入路として利用されている学校敷地の一部について、地域住民の生活道路としても利用されていることから、米子市が地域の実情に応じた管理を行うため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第 12 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（障がい福祉課）

和解の相手方：米子市 個人

和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 11,990 円を和解の相手方に支払う。

概 要：西部総合事務所の職員が、和解の相手方の子の身体障害者手帳の再認定手続きにおいて、再認定対象ではない誤った診断書様式を送付した。これにより、和解の相手方が、本来必要ではない診断書を取得したために負担した費用を県が負担しようとするものである。

議案第 13 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（子ども発達支援課）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 19,245,383 円を甲に、16,645,384 円を乙に、それぞれ支払う。

概要：平成 30 年 12 月 28 日、鳥取県立皆成学園に入所中であった和解の相手方甲及び乙の子が、同学園内で入浴中、てんかん発作が原因となって浴槽で溺死したものである。

議案第 14 号 権利の放棄について（人権教育課）

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

放棄する権利	金 額	相手方
平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権	1,224,006 円	債務者 東京都文京区 個人 連帯保証人 東伯郡三朝町 個人
平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権	289,453 円	債務者 米子市 個人 連帯保証人 米子市 個人
平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権	483,974 円	債務者 倉吉市 個人 連帯保証人 倉吉市 個人 保証人 倉吉市 個人
平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに貸し付けた鳥取県育英奨学資金貸付金に係る未返還額の請求権	330,000 円	債務者 米子市 個人 連帯保証人 米子市 個人

議案第 15 号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについて（水産振興課）

国が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することに同意することについて、漁港及び漁場の整備等に関する法律第 20 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

（負担する割合）

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第 3 条第 2 項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により算定した都道府県が負担すべき基準に 100 分の 9 を乗じて得た割合とする。

議案第 16 号 専決処分の承認について

（1）令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）（令和 7 年 4 月 21 日専決）（財政課）

補正前の額 365,345,458 千円

補 正 額 80,000 千円（一般財源（繰越金）80,000 千円）

補正後の額 365,425,458 千円

・ 県議会議員米子市選挙区補欠選挙を執行するための補正予算

議案第 17 号 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（人事企画課等）

人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、流動化する国際情勢や現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題に機動的に対応する体制を整備するため、政策統轄総局及び政策統轄監を新設するものである。

（概 要）

①鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 政策統轄総局を置き、次の事務を所掌させる。

（ア） 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要施策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項

（イ） 人口減少対策に関する事項

（ウ） 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

（エ） 県民の社会参加活動の推進に関する事項

イ 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の総合調整を行い、喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。

ウ 政策統轄監は、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。

エ 政策統轄監の定数は、1名とする。

オ 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。

カ 政策統轄監の任期は、4年とする。

キ 統轄監を廃止する。

②政策統轄監を設置することに伴い、その給与等を定める等次の条例について所要の改正を行う。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

オ 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

カ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

[公布施行 ほか]

議案第 18 号 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（家庭支援課）

青少年の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノ等の作成、製造及び提供を防止するため、当該行為が行われた場合の命令及び公表について定める等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

①知事は、青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

②知事は、①による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。

③青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

④①による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

⑤県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、必要な財政措置も含めた施策を講ずるものとする。

[公布日から起算して1月を経過した日から施行]

報 告 事 項

報告第 1号 令和6年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 9件 繰越額 1,360,803千円

報告第 2号 令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 274件 繰越額 49,374,957千円

報告第 3号 令和6年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 14件 繰越額 3,943,588千円

報告第 4号 令和6年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 15,277千円

報告第 5号 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 146,177千円

報告第 6号 令和6年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 835,955千円

報告第 7号 令和6年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 38,220千円

報告第 8号 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 34,529千円

報告第 9号 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 6件 繰越額 106,451千円

報告第10号 令和6年度鳥取県営埋立事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 758千円

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月13日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 368,500 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年2月9日、郡家警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方所有の普通乗用自動車の後方に停止しようとした際、路面凍結によりスリップして、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例（令和7年5月20日専決）（障がい福祉課等）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

（概要）

次の条例中引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める。

ア 鳥取県特別医療費助成条例

イ 鳥取県税条例

ウ 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

エ 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

[令和7年10月1日施行]

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（立地戦略課）

和解の相手方：西伯郡大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,000 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年4月4日、立地戦略課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようと後退した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：島根県松江市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 615,029 円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年12月7日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方使用の軽貨物自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 西伯郡南部町 個人

乙 西伯郡南部町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 495,832 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：令和6年1月26日、和解の相手方甲が、主要地方道米子大山線を和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行く中、街路樹の枝が積雪により折れて当たり、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（道路企画課）

和解の相手方：東伯郡三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 10,272 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 6 年 11 月 2 日、和解の相手方が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 17,210 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 7 年 1 月 9 日、和解の相手方が、主要地方道郡家鹿野気高線を普通貨物自動車で行行中、歩道から車道に傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 5,950 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 7 年 2 月 24 日、和解の相手方が、主要地方道鳥取港線を軽乗用自動車で行行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（河川課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 81,711 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 7 年 2 月 13 日、河川課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を行行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(10) 工事請負契約（鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事）の変更について
（令和7年5月20日専決）（教育環境課）**

請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

契約金額：変更前 2,343,000,000 円 → 変更後 2,359,054,500 円（16,054,500 円の増）

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年5月20日専決）（教育環境課）

和解の相手方：甲 八頭郡智頭町 個人

乙 八頭郡智頭町 個人

丙 愛媛県今治市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 163,990 円を甲に、47,400 円を乙に、104,994 円を丙にそれぞれ支払う。（県過失 6 割）

事故の概要：令和 7 年 1 月 8 日、鳥取県立智頭農林高等学校の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、同車両の下部に取り付けていたスペアタイヤが路上で脱落したことにより、後方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車 1 台、軽乗用自動車 1 台及び小型乗用自動車 1 台が同タイヤに乗り上げ、それぞれの車両が破損したものである。

(12) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和7年5月20日専決）
（人権教育課）

相 手 方：借受者 1名

訴 え の 内 容：鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金及び過払金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金及び過払金の返還について、仮執行の宣言を求める。

報告第12号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 30 件 変更 1 件